

卒業の認定方針の策定・公表について

(卒業の認定)

第23条 本校に3年以上在学し、別表に掲げる授業科目の全ての単位を修得した学生に対しては、単位・卒業認定会議を経て校長が卒業を認定する。

- 2 校長は、卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。(専門士の称号)
学生便覧 (I 学則、第5章卒業より抜粋)

(単位・卒業認定会議)

第11条 単位の認定及び卒業の認定を円滑かつ適正に行うため、学則第33条第5号に定める単位・卒業認定会議を設ける。

- 2 単位・卒業認定会議は、校長、副校長、教務部長、教務主任、実習調整者、事務長及び校長が指名する教職員をもって構成する。
- 3 単位・卒業認定会議は、校長が招集し、議長となる。
- 4 単位・卒業認定会議は、次の事項について審議する。
 - (1) 学則第22条に規定する単位の認定に関する事
 - (2) 学則第23条に規定する卒業の認定に関する事
- 5 この規定に定めるものの他、単位の認定及び卒業の認定に関し必要な事項は、単位・卒業認定会議が定めることができる。

学生便覧 (II 諸規定、2 成績評価、単位の認定及び
卒業に関する規程より抜粋)